

平成25年7月16日

各位

会社名 株式会社 カワサキ
代表者名 代表取締役社長 川崎 治
(コード番号3045 東証第二部)
問合せ先 管理部部長 堀田 義行
TEL : (072) - 439 - 8011

固定資産の譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成25年7月16日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産の譲渡を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、これに伴って特別損失が発生する見込みとなったので、併せてお知らせします。

記

1. 譲渡の理由

賃貸倉庫事業において、本店所在地（大阪府）の隣接府県外物件は、建物の管理が困難であるため、売却処分する方針で進めております。今回の譲渡物件も同様、平成19年4月の取得当時から一部の賃貸に留まり、また主要取引先の退去申込みを受けたため、収益性の悪化が見込まれます。当該物件の売却先については過去数年交渉を試みたものの該当者が現れないため、株式会社KWSが買い取る事で当初の方針を達成できるかたちとなります。

2. 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	譲渡損失	現況
伊賀倉庫 三重県伊賀市白檜字深谷2816番7 土地 27,820.82㎡ 建物 16,096.37㎡	652百万円	316百万円	336百万円	賃貸倉庫

3. 譲渡先の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社KWS |
| (2) 所在地 | 大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目6番43号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 川崎 治 |
| (4) 事業内容 | 資産管理 |
| (5) 資本金 | 3百万円 |
| (6) 設立年月日 | 平成22年1月12日 |
| (7) 純資産 | 3百万円（平成24年12月31日現在） |
| (8) 総資産 | 662百万円（平成24年12月31日現在） |
| (9) 大株主及び持株比率 | 川崎 治 100%（平成25年7月16日現在） |

(10) 上場会社と当該会社との関係

- ① 資本関係 株式会社KWSは当社の議決権の49.2%（平成25年2月28日現在）を保有しております。
- ② 人的関係 当社の代表取締役社長が株式会社KWSの代表取締役社長を兼務しております。
- ③ 取引関係 該当事項はありません。
- ④ 関連当事者への該当状況 当該会社は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたしません。

4. 譲渡の日程

- 平成25年7月16日（取締役会決議日）
- 平成25年7月16日（不動産売買契約締結日）
- 平成25年7月16日（物件引渡日）

5. 特別損失の発生

当該固定資産の譲渡により、連結及び個別において固定資産売却損約336百万円を当期の特別損失に計上する予定であります。

6. 今後の見通し

通期の業績予想については現在精査中であり、判明次第速やかに開示いたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

本件固定資産譲渡は、支配株主との取引に該当します。当社は、平成24年11月16日付公表のコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、当該指針は「当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針として、原則、代表取締役及び取締役との取引を行わないこととしているほか、代表取締役及び取締役との取引が発生した場合は、社内意思決定手続きには、当事者は決議に加わらないこととしております。このほか、取締役の職務の執行にあたり、取締役が相互に監視・監督するほか、監査役による監査を行っております。」です。

(1) 公平性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

本件の譲渡契約締結するにあたり、公平性を担保するため、当社と利害関係のない不動産鑑定会社である株式会社三友システムアプレイザルの鑑定評価書を受領し、当該評価書に基づき譲渡価格を決定しており、取引内容・取引条件等は、適切であると判断しております。

また、当社取締役のうち、株式会社KWSの代表取締役社長である川崎治は、当該固定資産譲渡に関する当社取締役会決議には加わっておりません。

(2) 当該取引等が少数株主にとっても不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社独立役員の社外監査役明松優氏により、固定資産譲渡価格は独立した第三者機関の鑑定価格に基づいており、契約書内容も一般的な固定資産売買契約書となっており、適切な取引内容であること、また、利益相反を回避することで適切に取り扱っていること等、本件譲渡が少数株主にとって不利益でないとの意見書を平成25年7月12日付けで受領しております。

また、少数株主保護の観点に基づく本件譲渡に関する監査結果についても、社外監査役明松優氏と同意見である旨の回答を監査役会から得ております。

なお、当社は、原則支配株主とは取引を行わない方針ですが、当該物件の売却先については過去数年交渉を試みたものの該当者が現れないため、代表取締役社長川崎治が支配株主である株式会社KWSとの間で鑑定価格で取引を行うこととしたものであります。また、社内の意思決定手続きは、上記（１）、（２）に記載のとおり、指針に沿って行っております。

以上